

土地利用

宿願の交通渋滞に向けた取組について

Q

1 次の2点について伺う。
第4次総合計画後期基本計画の交通渋滞緩和プロジェクトで掲げた、総合的な交通行政について、その具体的な取組は

2 国道1号の湯本駅周辺をはじめとする交通渋滞について、どのような具体的策を講じてきたのか

A

1点目について、この交通渋滞緩和プロジェクトでの具体的な取り組みについては、まずIT技術の利用による交通関連情報システムの調査研究では、現在、インターネットのホームページ上で道路状況カメラによる情報提供を携帯電話からもアクセスできるよう改良するとともに、神奈川県においては、町内の主要交差点各所に大型図形情報板の設置を進めている。

次に、国・県への幹線道路路として県道73号の整備や南足柄市等との広域連絡道路として県道73号の整備等の要望では、裾野市との連絡道路として県道73号の整備や湯本駅前を起点とした交通渋滞の主な原因としては、観光客

の増強が図られている。2点目について、国道1号の本駅間の6両化や湯本・強羅駅間の3両化など鉄道輸送力の増強が図られている。

一方、町としては、平成2年度から12年間横断歩道に交

通整理員を配置し、歩行者の安全確保と横断地下道への誘導策などを実施したほか、路肩にセイフティーコーンを置き、

原警察署が湯本駅前を「違法駐車追放モデル地区」に指定したことから、地元商店街による箱根湯本駅前違法駐車追放モデル地区推進協議会が設立され、現在も定期パトロールの実施や啓発広報活動を続いている。

こうした要望活動を行つてきた結果、湯本元箱根線の混雑解消のための箱根新道須雲川インターチェンジの開設や、国道1号の渋滞対策として進められている小田原箱根道路が近々箱根新道と接続されるものと期待している。

次に、わかりやすい道路案内標識の整備では、交通事業者と協働し、英語表記、路線番号表示、路線の色分けなど

3箇所ある横断歩道での歩行者の随時横断および乱横断さらには温泉場入口交差点がらの車両流入などである。

これまで、国道1号の湯本駅前部分の道路拡幅と横断地下道の設置や、路線バス停車帯の設置改良および乱横断防

止柵の設置などを県小田原土木事務所が実施しました。

一方、町としては、平成2

年度から12年間横断歩道に交

通整理員を配置し、歩行者の安全確保と横断地下道への誘導策などを実施したほか、路

肩にセイフティーコーンを置き、

いすれにしましても、箱根町内各所で発生している交通渋滞については、これまでの取組で渋滞の緩和は図れてい

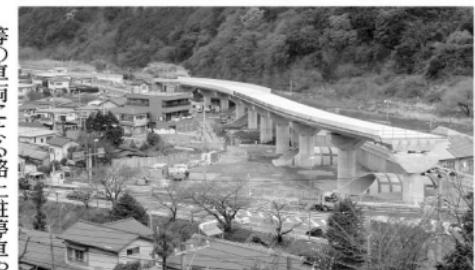
ると思つてゐるが、引き続き渋滞対策に積極的に取り組んでいきたい。

含めた道路の新設、あるいは明神林道や足柄幹線林道の一

般車両の通行規制緩和のほか、交差点の改良整備なども要望

をしている。

工事中の小田原箱根道路



工事中の小田原箱根道路

また、平成16年度から国土

交通省関東運輸局、神奈川県、

小田急・箱根登山線括り準備室

箱根町の4者で、箱根湯本駅

ターミナルの整備について、

研究会を設置し、この研究では

駅舎と箱根登山のタクシーや乗

り場そして駅前バス停のある

広場を一体とした実現可能な

研究を進めていくもので、横

断歩道や車道の乱横断につな

がらない観光客等の歩行導線

を変えるような整備手法を考えていきたいた。

いずれにしましても、箱根

町内各所で発生している交通

渋滞については、これまでの

取組で渋滞の緩和は図れてい

ると思つてゐるが、引き続き

渋滞対策に積極的に取り組ん

でいきたい。

日本で一級のリゾート地箱根

の今あるべき姿を直視して、

今後の一層のブランド力を上げ

るために、インバウンド(外国

からの観光の促進、観光協会

と行政との役割分担、地域住

民の理解等を軸とした戦略方

法を一本化し、顧客に対するい

かに独自のサービスオプション

を提供するなかで、講演会を開催した。

観光振興議員連盟が発足し

て早2年が過ぎた。この会は、

明神林道や足柄幹線林道の一

般車両の通行規制緩和のほか、

交差点の改良整備なども要望

が英知を持って協力し、その実

現に努めるこじ目的としてい

る。この4月27日も立教大学の

構尾教授をお招きし、「観光地

の発展が図れるよう、それぞれ

が英知を持つて協力し、その実

現に努めるこじ目的としてい

る。この4月27日も立教大学の

構尾教授をお招きし、「観光地

の歩むべき道」と題して講

演会を開催した。

原警察署が湯本駅前を「違法

駐車追放モデル地区」に指定

したことから、地元商店街に

による箱根湯本駅前違法駐車追

放モデル地区推進協議会が設

立され、現在も定期パトロールの実施や啓発広報活動を続

けている。

さらには、平成4年に小田

原警察署が湯本駅前を「違法

駐車追放モデル地区」に指定

したことから、地元商店街に

による箱根湯本駅前違法駐車追

放モデル地区推進協議会が設

立され、現在も定期パトロールの実施や啓発広報活動を続

けている。

原警察署が湯本駅前を「違法

駐車追放モデル地区」に指定

したことから、地元商店街に

による箱根湯本駅前違法駐車追

放モデル地区推進協議会が設

立され、現在も定期パトロールの実施や啓發広報活動を続

けている。

原警察署が湯本駅前を「違法

駐車追放モデル地区」